

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告熊谷繁、同田中和晃、同熊谷富美夫、同加藤政章及び同渋谷吉彦は、原告各自に対し、連帶して各金88万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告熊谷菊美は、原告各自に対し、各金22万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

- (1) 原告らは、肩書住所地に居住する夫婦、子の家族であり（甲1）、智里西自治会を構成する集落である園原部落の住民である。
- (2) 被告熊谷繁、同田中和晃及び同熊谷富美夫は、何れも近時の園原部落の年度別部落長であり、順次、令和元年度、令和2年度及び令和3年度の部落長である。
- (3) 被告加藤政章及び被告渋谷吉彦は、何れも近時の園原部落内の東組（原告らが所在している）の年度別組長であり、順次、令和2年度及び令和3年度の東組組長である。
- (4) 被告熊谷菊美は、園原部落の住民であり、阿智村から委託を受けて、園原部落内の村道につき冬期における除雪作業を行っている者である。

### 2 被告らの原告らに対する村八分（共同絶交）の事実

- (1) 園原部落は、29戸の世帯で構成される集落の自治組織であるところ（甲2・園原部落の会員名簿参照）、令和元年度部落長である被告熊谷繁及び令和2年度部落長である同田中和晃は、2020年（令和2年）4月4日付消印で、原告熊谷章文宛の通知文を送付し、部落総会出席者の総意として、今後は部落総会、作業、お祭りへの参加は不要であり、今後一切部落関係の付き

合いを遠慮するよう通告してきた（甲3、4）。

- (2) そのため、原告ら家族は、園原部落で開催される部落総会（年1回の定例会の外、臨時総会が年3回位隨時開催されている）、作業（概ね春季は井水整備、秋季は道路整備）、お祭り（「園原社」という名称の神社の春秋の祭り）に参加できなくなり、その他の部落関係の付き合いもできなくなり、いわゆる村八分の状態に置かれることになった。
- (3) 原告ら家族に対する村八分の状態は、被告熊谷富美夫が令和3年度部落長に就任してからも継続している。
- (4) また、被告加藤政章は、令和2年度の園原部落内東組の組長であり、阿智村はじめ、みなみ信州農業協同組合、及び飯伊森林組合から配布される文書を部落長の指示の下各戸に配布する役目を負っているにも拘わらず、令和2年4月4日以降原告宅に配布しない。

上記文書の配布を行わない状況は、被告渋谷吉彦が令和3年度の東組組長に就任してからも継続している。

- (5) そのため、原告ら家族は、文書配布を受ける利益を侵害され、生活に必要な情報を得られない不便を余儀なくされている（なお、甲5・文書配布に関する阿智村の回答参照）。

### 3 被告らの前記行為の違法性及び不法行為の成立

被告らの第2項に記載した前記行為は、原告ら家族に対し共同して絶交するもので、いわゆる村八分と呼ばれる行為であり、原告らが園原部落の構成員として有する名誉権ないし平穏に生活する人格権ないし人格的利益を違法に侵害するものであり、共同不法行為が成立する。

### 4 原告らに発生した損害

- (1) 慰謝料 各80万円

被告らの前記行為により、原告ら各自は、耐え難い精神的苦痛を被つており、これを慰謝するには、各自少なくとも80万円を下らない。

(2) 弁護士費用 各 8 万円

原告らは、本訴提起に先立ち、令和 3 年 1 月 10 日、本件訴訟の被告の内、熊谷繁、田中和晃、熊谷富美夫及び加藤政章を相手方として、飯田簡易裁判所に対し、慰謝料請求等の調停申立をなした（同序令和 3 年（ノ）第 22 号）（甲 6）が、第 1 回調停期日に相手方らは出頭せず、同調停は不調に終わった。

そこで、原告らは、已むなく本訴提起に至ったものであり、各自の慰謝料額の 10 % に相当する金額を弁護士費用として認めるのが相当である。

5 被告熊谷菊美の原告らに対する嫌がらせ行為

(1) 原告らは、村八分の状態に置かれて以降、生活や農業に必要不可欠な井水を止められたり、自宅付近の原告熊谷章文所有の田に空き缶が投棄されることが頻発するようになった（甲 7）。

もっとも、それらの行為を行った者は特定できない。

(2) 被告熊谷菊美は、阿智村から委託を受けて、園原部落内の村道につき冬期における除雪作業を行っている者であるところ、原告ら宅の裏側の村道部分については、平成 28 年 2 月頃から令和 4 年 2 月までの間、除雪作業を意図的に行わないばかりか、令和 4 年に至っては、他の場所から除雪した雪を上記部分に堆積させる行為を行った（甲 7、甲 8）。

そのため、原告らは、冬期降雪後、自宅から裏側の村道部分を通行できず、生活に不便が生じている。

6 被告熊谷菊美の前記行為の違法性及び不法行為の成立

被告熊谷菊美の第 5 項(2)に記載した行為は、原告ら家族が平穏に生活する人格権ないし人格的利益を違法に侵害するものであり、不法行為が成立する。

7 原告らに発生した損害

(1) 慰謝料 各 20 万円

被告熊谷菊美の前記行為により、原告ら各自は、耐え難い精神的苦痛を被

っており、これを慰謝するには、各自少なくとも 20 万円を下らない。

(2) 弁護士費用 各 2 万円

原告らは、被告熊谷菊美の村八分に類する嫌がらせ行為により、他の被告らに対する訴えと併せて本件訴訟提起に至ったものであり、各自の慰謝料額の 10 %に相当する金額を弁護士費用として認めるのが相当である。

8 結論

よって、原告らは、被告熊谷繁、同田中和晃、同熊谷富美夫、同加藤政章及び同渋谷吉彦に対し、村八分による不法行為損害賠償として、連帶して各金 8 万円及び各金員に対する本訴状到達の日の翌日から支払い済みまで民法所定の年 3 分の割合による遅延損害金の支払いを、並びに、被告熊谷菊美に対し、村八分に類する嫌がらせ行為による不法行為損害賠償として、各金 22 万円及び各金員に対する本訴状送達の日の翌日から支払い済みまで民法所定の年 3 分の割合による遅延損害金の支払いをそれぞれ求める。

証 拠 方 法

1 令和 4 年（2022 年）2 月 17 日付証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

1 訴状副本	6 通
2 証拠説明書副本	6 通
3 甲第 1・7・8 号証	各 1 通
4 甲第 2 ないし 6 号証（写し）	各 1 通
5 訴訟委任状	3 通

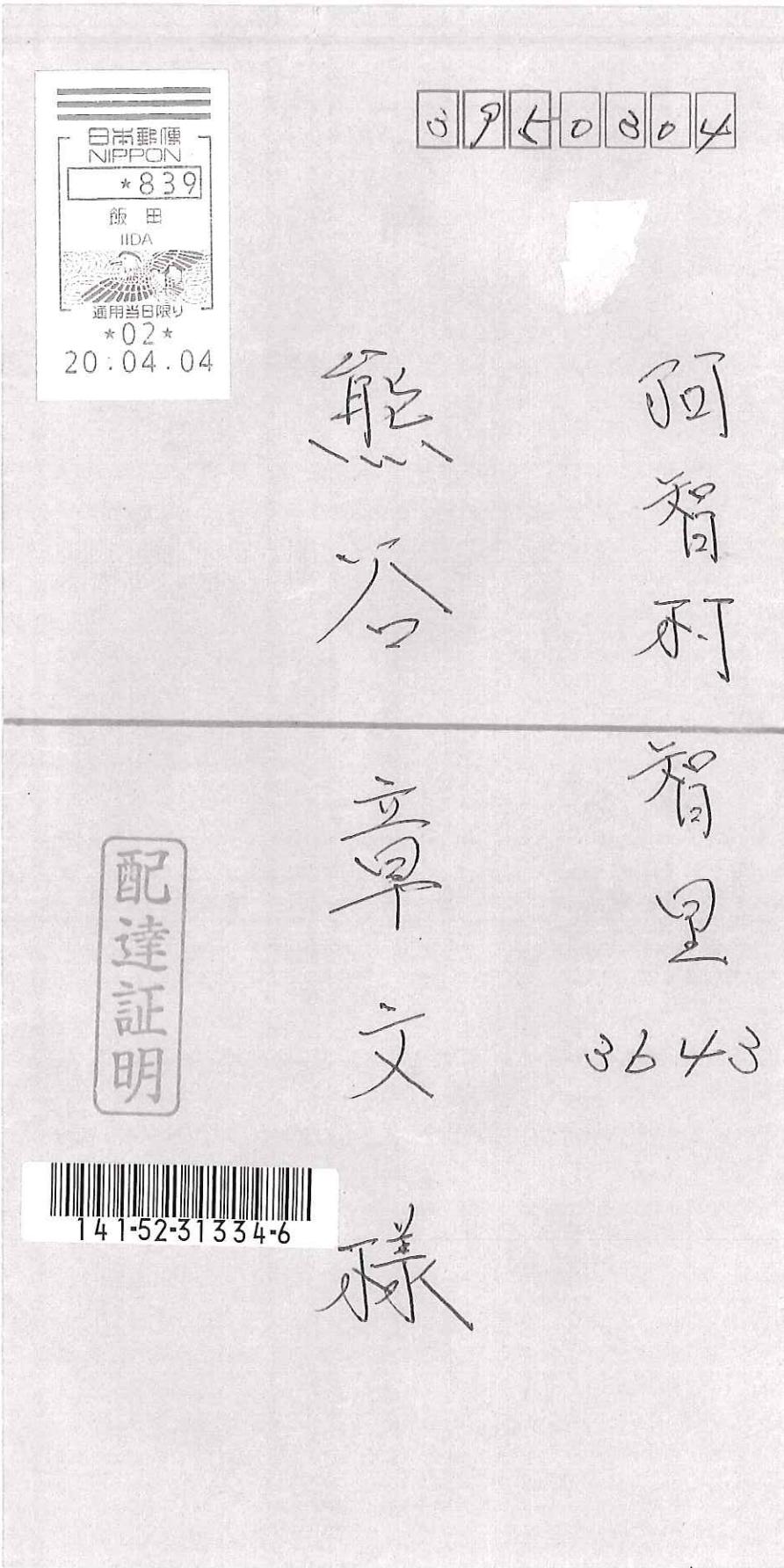
## 会員名簿

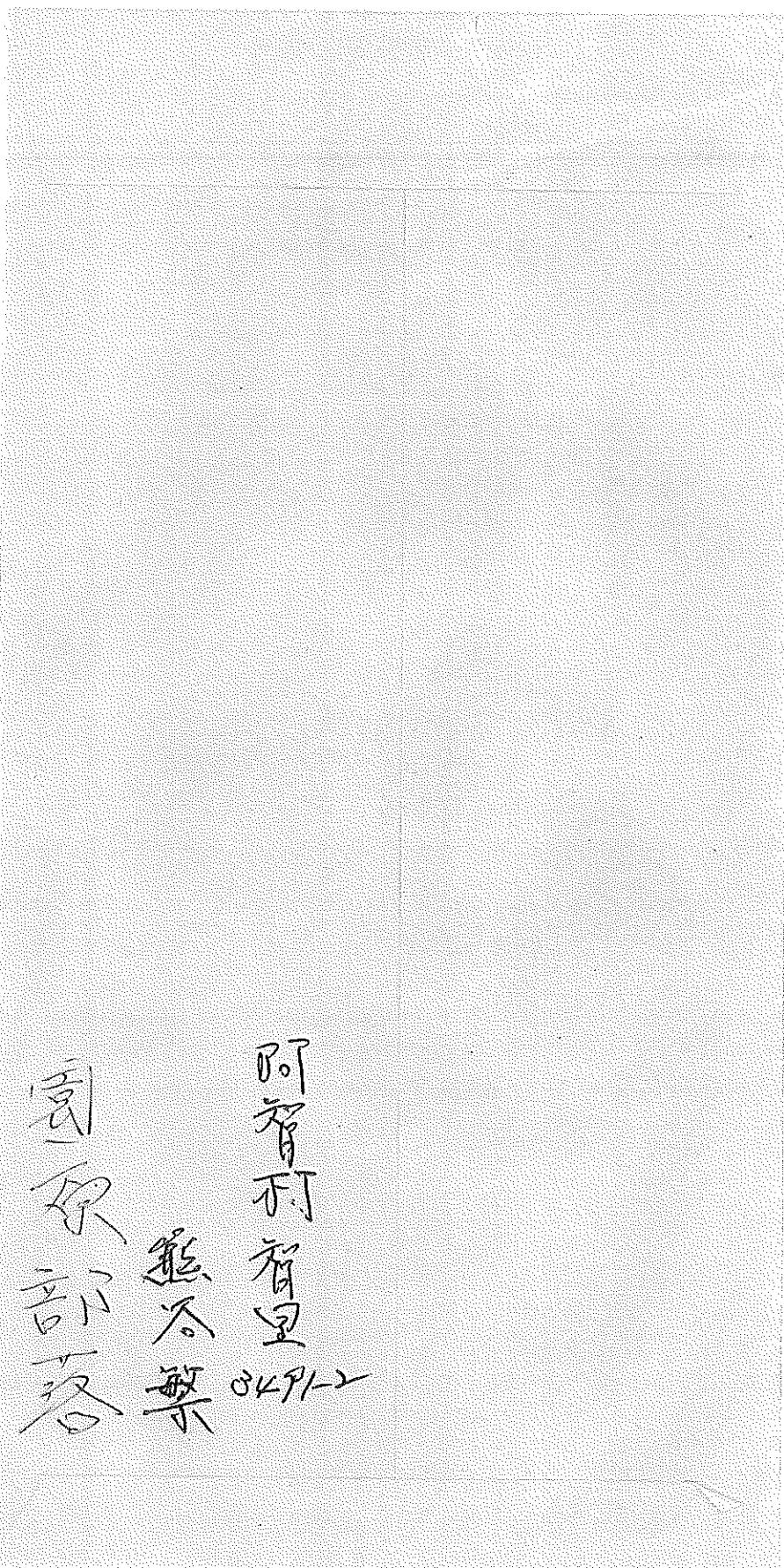
住所	氏名
智里3569番地	田中憲治、田中雅子、田中エミ子
智里3534番地2	田中友弘、田中イサエ
智里3537番地	熊谷茂、熊谷一幸
智里3530番地イ	田中義幸、田中正子、田中和晃、田中明子
智里3538番地	熊谷義春、熊谷まつゑ
智里3520番地1	熊谷操、熊谷みよ子、熊谷孝志、熊谷純子
智里3514番地口	熊谷岩男、熊谷テルミ、熊谷政幸、熊谷美香
智里3511番地	熊谷千美、熊谷サトミ、熊谷知文、熊谷弘子、熊谷涉
智里3506番地	熊谷唯義、熊谷すずみ
智里3504番地	熊谷敏治、熊谷茂代、熊谷和文、熊谷三男、熊谷富美夫
智里3492番地	熊谷美代江、熊谷昌彦、熊谷恵子、熊谷俊亮
智里3491番地2	熊谷寛、熊谷純江、熊谷繁、熊谷りさ
智里3595番地	熊谷秀二、熊谷恵利子、熊谷真奈美、熊谷和秀、熊谷好恵、熊谷麻衣子
智里3602番地	熊谷千鶴
智里3637番地	渋谷幸美、渋谷吉彦、渋谷梅代、渋谷直、渋谷龍
智里3650番地	熊谷芳友(東山) 加藤改革(転入) 平成29年
智里3654番地	熊谷啓司
智里3643番地イ	熊谷成美、熊谷章文、熊谷美代子、熊谷章吾、熊谷美紀
智里3520番地1	熊谷菊美、熊谷真奈美
智里3478番地イ	熊谷きのゑ、熊谷義文、熊谷早代子
智里3473番地1	熊谷敏一、熊谷たつみ、熊谷和美、熊谷幸子
智里3461番地イ	熊谷菅雄、熊谷智津子、熊谷文彦
智里3437番地	熊谷勝彦、熊谷貴子、熊谷琴
智里3738番地	熊谷里巳、熊谷啓恵
智里3449番地2	栗田きよえ
智里3442番地	熊谷むつ子
智里3445番地4	熊谷ふみよ、熊谷友宏
智里3410	熊谷チヨミ

智里

渋谷区川竹

甲第 3 号証の /





阿爾泰省  
烏拉爾  
蘇聯  
SKP-2

熊谷 章文 殿

3月25日の部落総会で、章文さんから返していただいた通帳と文書を皆さんに諮り、今後部落総会に出席しないという章文さんの意思をお伝えしたところ、総会出席者からは、総会だけでなく、作業、お祭りへの参加も不要であるとの意見が出されました。総会で話し合った結果、今後は部落総会、作業、お祭りへの参加は不要であり、総会は部落の決議機関であることからこれを園原部落の総意として章文さんにお伝えすることにしました。これらに関する出不足金や区費等は、今後払っていただく必要はありません。

また、今後一切部落関係のお付き合い、介入等はご遠慮願います。

以上

令和1年度部落長 熊谷 繁  
令和2年度部落長 田中 和晃



令和3年4月23日

熊谷章文 様

## 4月23日のご質問について（回答）

先にご質問のありました件につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

## 記

ご質問の主旨 1. 文書配布について

2. 部落長・自治会の区別について

## 1. 文書配布について

## (1) 配布に関する規則等について

村では文書等の配布に関する規則はなく、慣例の中で各部落に協力をいただきながら実施しています。

## (2) 配布の方法について

村では各部落から1名の連絡員を推薦していただき、その方を「行政嘱託員」として業務をお願いしています。その行政嘱託員は、村政広報誌・行政機関から依頼する文書の配付、地域の皆様への情報伝達、部落内の調査・報告等を実施していただいている。ほとんどの部落で、部落長が行政嘱託員を兼ねていただいている現状です。

文書等の配付は、原則として毎月20日と決めており、府内各課・各部署からの配付文書等を総務課で取りまとめ、部落から報告されている世帯数に応じて、役場から行政嘱託員宅までお届けして、行政嘱託員によって各組長を通じて等の方法により配付をいただいている。

配付日を決めているのは、なるべく行政嘱託員の負担を減らすように、配付は原則として月に1回と定め、その日に村からの配付があることを予定できるようにするためです。

## 2. 部落長と自治会との区別について

いずれも地域の団体・組織ですが、村では「部落」を単位に連絡員（行政嘱託員）を置いていただき、それを通じて行政との連絡調整が図れるように関係を構築しています。

一方「自治会」は、住みよい地域づくりに取り組む地域振興等の事業を展開していただいている自主的な団体として組織いただいているもので、村では組織体制に対してと事業に対しての補助金給付等の支援をし、地域の活性化の事業を応援しています。自治会はあくまでも自主的な活動をお願いしているものであり、村の業務を依頼している団体ではないとしています。しかしながら自治会ではいくつかの部落で組織されており、各部落長が自治会の役員を担っているところが多くあると思われ、部落を統括するような働きもあるのではないかと思われます。しかし、村からの文書配付等の連絡業務の要請は、各部落の行政嘱託員にお願いしているものであって、自治会に依頼しているものではない、部落長と自治会とはそのように区別しています。

以上については、いずれも明文化した規則、様式等ではなく、各部落との関係の中でこの様な方法により行う形が作られてきたと思われます。年度当初の行政嘱託員会の開催などによって1年間の業務を説明し、お願いしています。

これらに関する村民への情報開示は行ってこなかったと思いますが、情報を必要とされる方にたいする開示方法のあり方を今後検討します。

回答者 阿智村役場 総務課  
(課長) 山口修二

写 真 摄 影 報 告 書

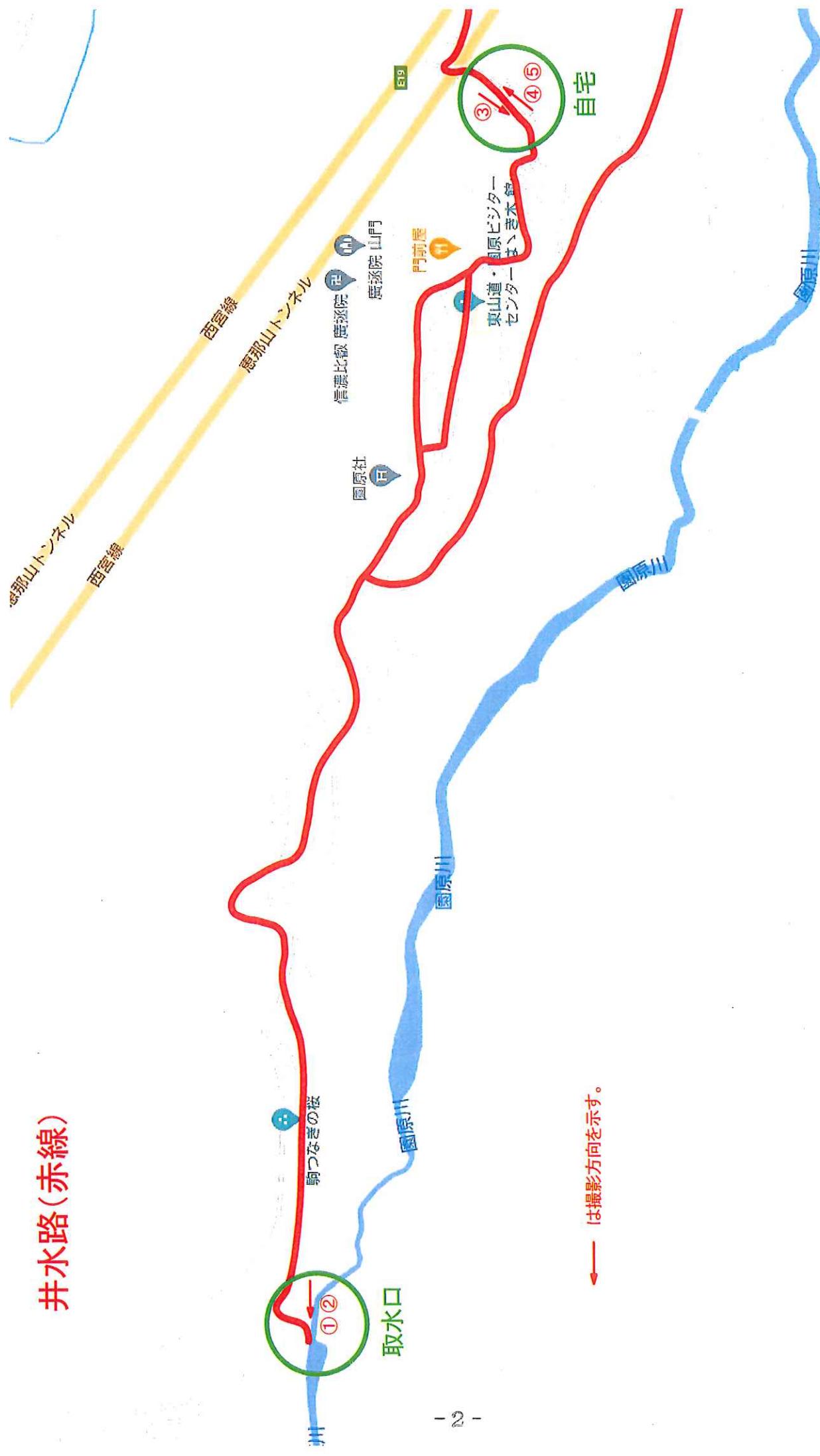
1. 撮影者 熊谷章文
2. 撮影年月日 写真に表示
3. 撮影対象
- ・ 井水を止められた現場と井水が止められている状況写真 ①～⑤
  - ・ 不法投棄の空き缶が投棄されている現況
  - ・ 村道除雪状況の雪の堆積現場写真 ①～③

令和4年2月8日

熊谷章文



## 井水路(赤線)



① 井水取水口付近 止水状況

撮影 令和4年1月16日



★井水取入れ口の止水状況 止水板にて閉鎖

回りの積雪の状態から、誰の足跡もない。

令和3年9月からこの状態です。

② 井水止水 解除後

撮影 令和4年1月16日



★止水板を開放し、水抜きか所を閉鎖する

③撮影 令和3年11月20日



④撮影 令和3年11月20日

★自宅裏 井水の状況

少し流れている水は、家庭浄化槽の排水と、門前屋（熊谷操経営食堂）の雑排水



⑤撮影 令和3年11月21日



★自宅倉庫裏 井水の状況

11月21日、井水取入れ口を一時解放したときの流れ



①



②



③



④



空き缶投棄は、令和3年12月中旬に行われている。

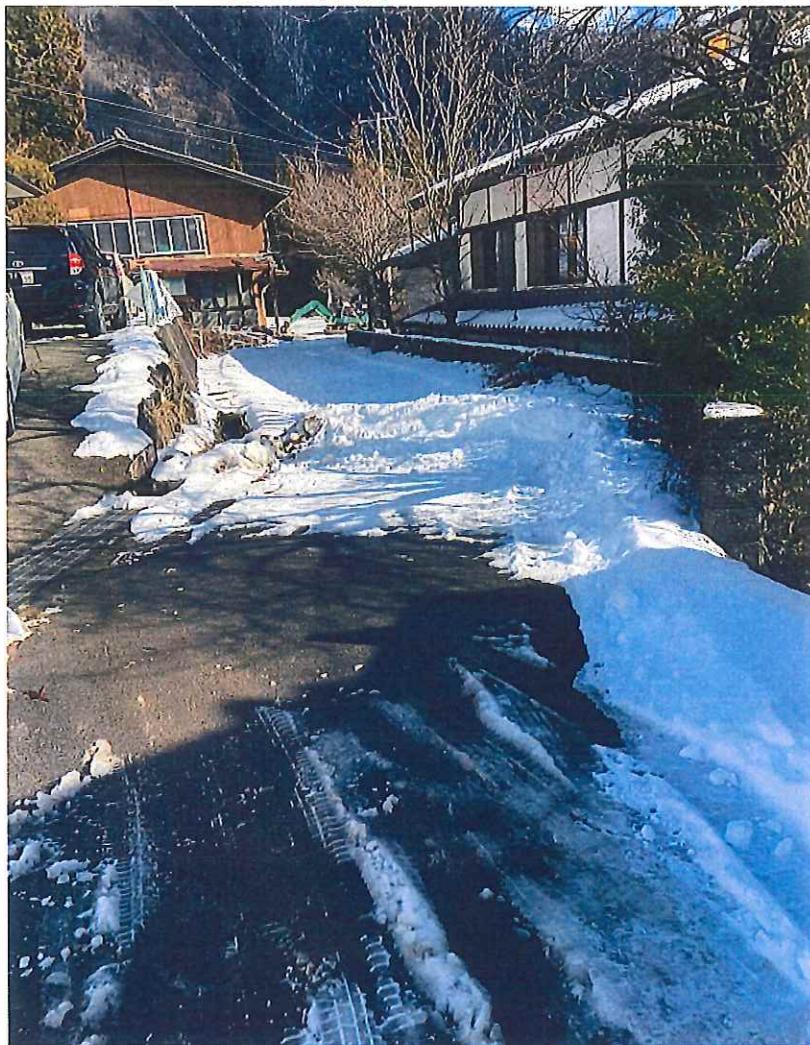
同じ種類の空き缶を、等間隔で投げ込まれている。

一晩で8個投げ込まれている。

3個は妻が回収して処分した。

① 村道除雪状況

撮影 令和4年1月16日



村道の除雪は熊谷操の次男熊谷菊美が阿智村から委嘱されている。

家の裏の村道除雪は毎年この様に、除雪された雪が堆積されている。

家の裏口から村道を利用することが出来ない。

② 村道除雪状況

撮影 令和4年1月23日



③ 村道除雪状況

撮影 令和4年1月24日



## ① 熊谷美紀撮影

・2022年2月5日撮影

(自宅出入口自宅側から)

除雪機（ホイールローダー）

が、自宅敷地内へ侵入し、

回転して雪を固めるために

雪かき板で除雪が出来ない。



・2022年2月5日撮影

(自宅出入口道路側から)

自宅出入口の前道路部分に

ついてだけ除雪されない。



・2022年2月5日撮影

(自宅出入口前道路)

自宅出入口の道路部分だけ

除雪されていない。



## ② 熊谷 美紀撮影

・2022年2月5日撮影

(自宅裏村道)

自宅裏の道路に除雪された

雪が積み上げられた。

2月5日AM9時に、役場

民生課キヨサワ職員に通報

・2022年2月15日撮影

(自宅裏村道)

自宅裏村道に積み上げられた

雪の山

阿智村所有のホイールローダー



2022/02/16

熊谷 美紀